

## 大阪市告示第693号

次の施設について、大阪市区役所附設会館条例（昭和40年大阪市条例第50号）第5条第2項の規定により読み替えられた同条例第4条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条例第5条第2項の規定により読み替えられた同条例第4条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年5月22日

大阪市長 横山英幸

施設名	年月日	供用時間
大阪市立中央区民センター	令和8年5月25日（月）	午後0時30分から 午後9時30分まで
	令和8年7月27日（月）	午後0時30分から 午後9時30分まで
	令和8年9月28日（月）	午後0時30分から 午後9時30分まで
	令和8年11月30日（月）	午後0時30分から 午後9時30分まで
	令和9年1月25日（月）	午後0時30分から 午後9時30分まで
	令和9年3月29日（月）	午後0時30分から 午後9時30分まで
大阪市立中央会館	令和8年5月25日（月）	午後5時から 午後9時30分まで
	令和8年7月27日（月）	午後5時から 午後9時30分まで

令和8年9月28日（月）	午後5時から 午後9時30分まで
令和8年11月30日（月）	午後5時から 午後9時30分まで
令和9年1月25日（月）	午後5時から 午後9時30分まで
令和9年3月29日（月）	午後5時から 午後9時30分まで

（中央区役所市民協働課）